

議事要旨(2) 企業会計基準公開草案「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(案)」及び企業会計基準適用指針公開草案「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針(案)」について

冒頭、新井常勤委員(専門委員長)より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準(案)」及びその適用指針案について、本日審議後、平成20年8月20日をコメント期限とした公開草案の議決を予定していることが説明された。引き続き、嶋田研究員から、前回の委員会からの修正点について説明がなされた後、次のような質疑応答が行われた。

(資産除去債務の取扱いについて)

ある委員より、賃貸等不動産に資産除去債務が計上されている場合の取扱いについて考え方の確認があった。これに対し事務局から、簿価と時価を比較する際に、資産除去債務の存在により実際以上に時価が下がっているように見えるため、利用者の理解に資するため、資産除去債務の金額を注記するなど、作成者側に工夫を促すこととした旨、及び、資産除去債務に限らず、一般に、時価と簿価とが対応しない場合には追加的な説明が有用と考えられる旨の説明がなされた。また別の委員より、複合用途の賃貸等不動産について資産除去債務が存在する場合に、面積比など簡便的に按分することが認められるのかとの質問があった。これに対し事務局からは、他の対象資産の按分と同様に面積比など合理的な按分が認められるものと考えられる旨の説明がなされた。

審議の後、採決が行われ、字句等の修正については委員長に一任する前提で、出席者12名全員の賛成により、本会計基準案及び本適用指針案の公表が承認された。

以上